

議案第17号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

次に掲げる理由により、本条例の一部を改正するものです。

- (1) 別表第1に掲げる手数料について、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、手数料の新設を行う等所要の措置を講ずるほか、長期優良住宅建築等計画等認定申請における手数料の額を改定します。
- (2) 別表第2に掲げる手数料について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、危険物貯蔵所の設置許可申請手数料の額が変更されたため、本市においても同様の措置を講じます。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(36)まで（略）	(略)	(略)
(37) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	<p>ア（略）</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書(以下この号において「確認書」という。)若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件の申請につき <u>6,000円</u></p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1件の申請(同一の住宅について同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が5戸以内のときは <u>12,000円</u>、5戸を超え10戸以内のときは <u>22,000円</u>、10戸を超え30戸以内のときは <u>31,000円</u>、30戸</p>

を 超 え 50 戸 以 内 の と き は 58,000 円, 50 戸 を 超 え 100 戸 以 内 の と き は 100,000 円, 100 戸 を 超 え 200 戸 以 内 の と き は 166,000 円, 200 戸 を 超 え 300 戸 以 内 の と き は 204,000 円, 300 戸 を 超 え る と き は 217,000 円

ウ (略)

エ 省 令 第 1 条 各 項 の 国 土 交 通 大 臣 が 定 め る 措 置 に 係 る 住 宅 を 増 築 し, 若 し く は 改 築 し, 又 は 長 期 優 良 住 宅 と し て 維 持 保 全 を 行 お う と す る 場 合 の 基 準 を 適 用 す る 住 宅 で あ る 場 合 (建 築 基 準 関 係 規 定 適 合 審 査 を 受 け る よ う 申 し 出 る 場 合 を 除 く。) で あ っ て, 確 認 書 又 は そ の 写 し の 添 付 が な さ れ た も の に あ っ て は, 次 の (ア) 又 は (イ) に 掲 げ る 区 分 に 応 じ, 当 該 (ア) 又 は (イ) に 定 め る 額

(ア) 一 戸 建 て の 住 宅 1 件 の 申 請 に つ き 9,000 円

(イ) 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅 1 件 の 申 請 (同 一 の 住 宅 に つ い て 同 時 に 2 以 上 の 申 請 が 行 わ れ る 場 合 に あ っ て は, 当 該 2 以 上 の 申 請) に つ き, 当 該 住 宅 の 総 戸 数 が 5 戸 以 内 の と き は 18,000 円, 5 戸 を 超 え 10 戸 以 内 の と き は 32,000 円, 10 戸 を 超 え 30 戸 以 内 の と き は 47,000 円, 30 戸 を 超 え 50 戸 以 内 の と き は 88,000 円, 50 戸 を 超 え 100 戸 以 内 の と き は 151,000 円, 100 戸 を 超 え 200 戸 以 内 の と き は 249,000 円, 200 戸 を 超 え 300 戸 以 内 の と き は 306,000 円, 300 戸 を 超 え る と き は 326,000 円

オ (略)

(38)から(92)まで (略)	(略)	(略)
(93) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和を受け移転の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(94)から(101)まで (略)	(略)	(略)
(102) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該

		<p>適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イ及びウ (略)</p>
(103) (略)	(略)	(略)
(104) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 判定に係る建築物について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条</p>

		<p>第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円, 25,000平方メートル以上のときは191,000円</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p>
(105) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)	(略)
(106) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (以下この号及び次号において「法」という。)第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(107) (略)	(略)	(略)
(108) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</u>	(略)	(略)

法律第 41 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査		
(109) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく同規則第3条(同規則第7条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	(略)	(略)
(110)から(135)まで (略)	(略)	(略)

別表第 2(消防関係)

事務	手数料を徴収する事務	金額
1 (略)	(略)	(略)
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所, 貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) (略)	(略)
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	アからエまで (略) オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ, それぞれ次に定める金額 ① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円 ② 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外

タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 1,410,000
円

③ 危険物の貯蔵最大数量が1万
キロリットル以上5万キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 1,590,000
円

④ 危険物の貯蔵最大数量が5万
キロリットル以上10万キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 1,950,000
円

⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万
キロリットル以上20万キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 2,270,000
円

⑥ 危険物の貯蔵最大数量が20万
キロリットル以上30万キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 4,550,000
円

⑦ 危険物の貯蔵最大数量が30万
キロリットル以上40万キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 5,820,000
円

⑧ 危険物の貯蔵最大数量が40万
キロリットル以上の浮き屋根式
特定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
7,070,000円

カからシまで (略)

	(3) (略)	(略)
3から7まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(36)まで (略)	(略)	(略)
(37) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	<p>ア (略)</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であつて、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書(以下この号において「確認書」という。)若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件の申請につき <u>9,000円</u></p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1件の申請(同一の住宅について同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が5戸以内のときは <u>17,000円</u>、5戸を超え10戸以内のときは <u>28,000円</u>、10戸を超え30戸以内のときは <u>48,000円</u>、30戸を超え50戸以内のときは</p>

		<p>77,000 円, 50 戸を超え 100 戸以内のときは <u>117,000 円</u>, 100 戸を超え 200 戸以内のときは <u>200,000 円</u>, 200 戸を超え 300 戸以内のときは <u>253,000 円</u>, 300 戸を超えるときは <u>287,000 円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 省令第 1 条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し, 若しくは改築し, 又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であつて, 確認書又はその写しの添付がなされたものにあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件の申請につき <u>14,000 円</u></p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1 件の申請(同一の住宅について同時に 2 以上の申請が行われる場合にあつては, 当該 2 以上の申請)につき, 当該住宅の総戸数が 5 戸以内のときは <u>26,000 円</u>, 5 戸を超え 10 戸以内のときは <u>43,000 円</u>, 10 戸を超え 30 戸以内のときは <u>72,000 円</u>, 30 戸を超え 50 戸以内のときは <u>115,000 円</u>, 50 戸を超え 100 戸以内のときは <u>176,000 円</u>, 100 戸を超え 200 戸以内のときは <u>300,000 円</u>, 200 戸を超え 300 戸以内のときは <u>380,000 円</u>, 300 戸を超えるときは <u>431,000 円</u></p> <p>オ (略)</p>
(38)から(92)まで (略)	(略)	(略)

<p>(93) <u>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係に関する特例の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料</p>	<p><u>27,000円</u></p>
<p>(94) <u>建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限に関する特例の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限の特例認定申請手数料</p>	<p><u>27,000円</u></p>
<p>(95) <u>建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和を受け移転の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(96)から(103)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(104) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法</p>

		<p>律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p>
(105) (略)	(略)	(略)
(106) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」

という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円

(イ) (略)

イ (略)

<p>(107) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	(略)	(略)
<p>(108) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(以下この号及び次号において「法」という。)第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	(略)	(略)
<p>(109) (略)</p>	(略)	(略)
<p>(110) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	(略)	(略)
<p>(111) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく同規則第3条(同規則第7条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に関する書面の交付の申請に対する審査</p>	(略)	(略)
<p>(112)から(137)まで (略)</p>	(略)	(略)

別表第2(消防関係)

事務	手数料を徴収する事務	金額
1 (略)	(略)	(略)
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所, 貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) (略)	(略)
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>アからエまで (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ, それぞれ次に定める金額</p> <p>① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u></p> <p>② 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u></p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,920,000円</u></p> <p>④ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,360,000円</u></p> <p>⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリッ</p>

		<p>トル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,740,000</u> 円</p> <p>⑥ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,640,000</u> 円</p> <p>⑦ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000</u> 円</p> <p>⑧ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000</u> 円</p> <p>カからシまで (略)</p>
	(3) (略)	(略)
3から7まで (略)	(略)	(略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1第37号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1第37号及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった手続に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった手続に係る手数料については、なお従前の例による。